

そーが知りたい

移民法・雇用法 120

レイオフ後のビザオプション

大蔵昌枝弁護士
テイラー・イングリッシュ・デュマLLP法律事務所

新型コロナウイルスの影響で、特に製造業などは人手不足に悩まされています。その一方で、アマゾン、ツイッターやその他の主要なテクノロジー企業では大量解雇に踏み切っているようです。専門職業ビザの大半がIT関連職であるため、この大量解雇による影響を受けるものと見受けられます。

H-1Bビザ保持者は通常職を失ってから60日間、または承認された滞在期間が終了するまでのいずれか短い方の期間まで猶予期間 (Grace period) があります。猶予期間中は米国内に滞在することはできませんが、働くことはできません。この期間内に新しい雇用主が見つけられれば、米国内において、新雇用主スポンサーによる雇用主変更申請、あるいは滞在資格の変更申請を移民局に提出することができます。特急申請を利用すれば3週間以内に審査が完了します。ただし、追加証拠の要請がくれば、回答を準備するのさらに1〜3か月かかることもあります。

H-1Bは一回に3年まで申請できますが、H-1Bで

合計滞在期間は6年間までです。従って、いままで使ったH-1Bの期間を6年から差し引いた残りの期間分申請ができます。もし、過去の雇用主を通して永住権を申請していただければ、H-1Bを6年目以降も延長することができると。例えば、Labor Certificationを申請してから1年が経過していても、H-1Bは6年目以降も1年毎に更新することができます。また、インドや中国国籍保持者など移民ビザの国別年間枠があるために、永住権申請に長い待ち時間がある場合、或は、当該年度の年間枠が償却されてしまったために永住権をすぐに申請できない場合は、雇用主スポンサーによる移民申請 (I-140) が承認されていれば、H-1Bは6年目以降も3年毎に更新することができます。ただし、過去の雇用主スポンサーによる移民申請承認から6か月以内に取消していないことが条件となります。

日本国籍者で、管理経験あるいは専門的な職務経験が十分であれば、日系企業スポンサーによるEビザの申請という選択肢もあります。H-1B、L、Eビザでの雇用が解雇された場合、H-1B同様、職を失ってから60日間、または承認された滞在期間が終了するまでのいずれか短い方の猶予期間内に、新雇用主スポンサーによる滞在資格の変更申請を移民局に提出することができます。特急申請を利用すれば3週間以内に審査が完了しますが、追加証拠の要請がくれば、回答を準備するのさらに1〜3か月かかることもあります。

かかるともありません。あるいは一度日本に戻り、日本の米国大使館か米国領事館でEビザの面接審査を受けることもできます。

米国国内で雇用主がみつからなかった場合、あるいはEビザに値する専門職務経験が十分でない場合は、いったん米国外の関連会社で1年勤務をして、1年後に米国に申請するオプションもあります。

カナダやメキシコ国籍保持者であればTNビザへの変更が可能なので、新しい雇用主が見つければ猶予期間内に移民局へTNビザへの変更申請を提出することができます。一度国外に出た場合は、メキシコの米国大使館か米国領事館で新規雇用主スポンサーによるTNビザの面接申請を行います。カナダ国籍者はビザが不要なので、国境でTNの申請をし、その場で承認されれば入国を許されます。ただし、TNビザはエンジニア、IT関連、医学、会計など特定の職種に限定されていますので、以下のリンクからTNの職業リストを確認してください。 <https://www.nafsa.org/file/annresource/8cfr12146.htm>

オーストラリア国籍保持者の場合はE3ビザへの変更申請できるので、H-1B解雇後の猶予期間中に移民局にE3ビザへの変更申請を提出することができます。猶予期間内に申請ができなかったら、一度国外に出、オーストラリアの米国大使館か米国領事館で新規雇用主スポンサーによるE3ビザの面接申請を行い、ビザが承認されたら米国に入国することができます。

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できる限り正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門家の意見を求めてください。テイラー・イングリッシュ・デュマ法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報や損失に関して何ら責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。

大蔵昌枝弁護士プロフィール
ジョージア州アトランタにある Taylor English Duma LLP 法律事務所勤務。東京外国語大学中国語学科卒業後、日本にて証券会社や製造会社の国際事業部をの勤務を経て、97年に米国公認会計士試験に合格。2002年サウス・カロライナ州サウス・カロライナ大学ロースクールおよびビジネススクールを卒業。経営学修士号 (MBA)、法学博士号 (JD) を取得。現在は弁護士として移民法や各種ビジネス関連法の相談を行っており、日、英、中国語で対応可。



賢い

引退計画・資金運用を

呉 尚祐

家を買うとき、住宅価格を自分のお金で全部払って買う人はほとんどいません。ほとんどの人が住宅価格の一部だけを自分のお金で払って、残りはローンを受けて買います。長い期間にわたってローンを返済することで、現在自分のお金だけでは買えない家を買うことができます。車の分割払いも同じです。ビジネスを展開する人が事業拡大のために機械を買おうとローンを受けるのも同じです。

これは、すべての「金融レバレッジ」の例です。「金融レバレッジ」とは、他人

のお金をテコのように利用して、自分のお金だけで得るよりも大きなベネフィットを受けることです。うまく利用すれば自分のお金を少しだけ投資してもより大きな効果が得られるのです。

このように皆さんが引退のための貯蓄をする時もレバレッジを利用して、他の人のお金を利用して自分の引退資金を大きく増やすことができます。

例えば歯科医の50歳の田中さん(仮名)は現在かなりの収入を得ていますが、いざ引退を考えると現在の収入に合わせた

生活水準をキープできる心配です。それで一生懸命に仕事ができている5年間、毎年約5万7000ドルを引退資金として貯蓄しようと考えています。

こうして5年間28万5000ドルを貯蓄し、年平均7%の収益率を仮定

そこで田中さんの場合、「プレミアム・ファイナンシング」という戦略を利用すれば多大な効果が得られます。これは生命保険を利用した金融レバレッジ戦略です。自分のお金と金融機関から借りてきたお金を利用して生命保険のプレミアムを出すのです。

準備することができると、レバレッジが利用される状況に備えることが非常に重要だと言えます。レバレッジ戦略を利用すればプレミアムで払うお金が大きくなるので、自分のお金だけに加入するよりはるかにベネフィット

キャッシュバリュースが大きいと、このキャッシュ・バリュースの増加分に対して税金を払わずに引き出せるベネフィットもあります。

田中さんの実際のプレミアム・ファイナンシングを、例えば田中さんは上記のように5年間毎年約5万7000ドルを払えば、5年後に合計28万5000ドルのプレミアムを出し、死亡補償金が150万ドルの大きな保障を受けられる生命保険に加入することができます。その時、金融機関がそのお金の3倍に達する

金額をプレミアムで払ってくれます。これは金融レバレッジを利用することです。モーゲージを受ける際に家を担保にするように、これらのプレミアム・ファイナンシングは生命保険自体を担保に利用するので、別途の担保は必要ありません。

田中さんが65歳になると、これまでプレミアムを出したためにお金を借りていた金融機関に元金を返すことになり、この時も生命保険にたまっていくキャッシュバリュースを利用して返済するため、別途の資金が支出されることはありません。そうしても田中さんの生命保険にはかなりのキャッシュ・バリュースが残っていることになるので、この金額を引退資金として活用することができます。

田中さんの場合は65歳から90歳までの26年間、毎年7万9000ドル

他人のお金で引退準備をしましょう

皆さんはなぜ生命保険にレバレッジを利用するのかと疑問に思うかもしれません。が、歯科医を含むほとんどの専門職業を持つ重要な資産であり、自分が何かが起これば経済的に問題が発生する可能性が非常に高いです。したがって、死亡時にももちろん、各種疾病や傷害に



デジタル版 取りに行かなくても自宅で見られます

アップはフェイスブックでお知らせ。Sakuraで検索を!

http://www.iii-media.net/SAKURA

さくらはインターネットで新聞を読む時代に対応します。

